

旧資金運用部資金  
旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にしを付けること。

## 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名： 簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和42年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	小清水町	職員数 (H20. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

## 2 財政指標等

資本費	113 (18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	518 (19年度)
累積欠損金 (百万円)	(年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	25 (19年度)
不良債務 (百万円)	(年度)	財政力指数	0.227 (18年度)
資金不足比率 (%)	(年度)	実質公債費比率 (%)	11.9 (19年度)
		経常収支比率 (%)	82.9 (18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	小清水町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	小清水町長 林 直 樹
既存計画との関係	行財政改革推進計画（H17～H22）（集中改革プラン）
公表の方法等	ホームページにおいて町民に成果を公表、議会への報告
基本方針	厳しい行財政環境のもと、多様化、高度化する行政課題や社会情勢の変化に的確に対応していくため、行財政の効率化や事務事業の見直しを行い簡素で効率的な行政システムを構築する。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			25.0	25.0
	補償金免除額			3.0	3.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として( )書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	29,551	32,309	24,933	86,793
合 計 (A)		29,551	32,309	24,933	86,793
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		29,551	32,309	24,933	86,793

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平20年度 (計画初年度)	平21年度 (計画第2年度)	平22年度 (計画第3年度)	平23年度 (計画第4年度)	平24年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率							10.9					
	改善額(料金の適正化) 1							4,380	4,320	4,261	4,203	4,146	21,310
2	未収金の徴収対策												
	改善額							59	58	60	59	59	295
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	20,955	7,938	7,970	8,678	14,934		18,634	14,257	14,357	14,459	14,563	
	改善額												0
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)				1								
1	職員数 (人)	2	1	1	1	2		2	2	2	2	2	
	増減数 (人)	0	-1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	636,560	604,070	567,513	555,975	517,904		562,889	603,684	607,106	610,798	615,113	
	増減	-26,992	-32,490	-36,557	-11,538	-38,071		44,985	40,795	3,422	3,692	4,315	
	計画前5年間改善額 合計												21,605
	改善額 合計												2,941
	(参考) 補償金免除額												2,941

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

3 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平20年度 (計画初年度)	平21年度 (計画第2年度)	平22年度 (計画第3年度)	平23年度 (計画第4年度)	平24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	4,896	4,911	4,771	4,690	4,624	4,564	4,505	4,975	4,910	4,846
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	529,116	516,844	500,575	498,128	477,902	449,819	443,971	462,391	456,380	450,447
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	3,779	3,779	3,779	3,779	3,779	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,255	2,042	1,889	1,800	1,864	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
最大稼働率 (%)	59.7	54.0	50.0	62.4	49.3	52.3	52.3	52.3	52.3	52.3
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	132	149	150	151	149	162	162	162	160	160
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	248	250	226	215	239	320	234	238	239	244

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成21年度末まで 町内2つの簡易水道区域の統合に向けた検討を行う。

平成23年度末まで 検討により統合を行う場合は、認可変更を実施する。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	投資事業を実施中であり、事業上の現場対応等に必要な人員を適切に把握し人件費の管理を行う。 平成19年度より 1人から2人に変更
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	供給単価が150円/m <sup>3</sup> 程度であったことによる経営圧迫を踏まえ、供給単価162円/m <sup>3</sup> 程度となるように料金を適正化する。 収納率について、計画前年度に大口利用者の事業清算に伴う多額の滞納額が発生したことを踏まえ、滞納発生初期の催促を強化し徴収率の維持向上に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出し金については、起債の元利償還金の20%に留める。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。 )。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
地方公務員の職員数の純減の状況		小清水町集中改革プラン(目標年次H22年度)による 定員数値目標 H17.4.1 117人 H22.4.1 98人 -16.2% 以降H22年度中に計画を再策定のうえ更なる努力を行う。 定員数値実績 H18.4.1 114人 H19.4.1 107人 H20.4.1 97人 簡易水道事業実績 H19.4.1以降 2人
給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		小清水町集中改革プランにより 給与構造の見直し済み(H19.4.1) 持ち家住宅に係る住居手当(現行 6,500円/月)を国に準じ是正(H22より) 地域手当なし
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		簡易水道事業会計分における技能労務職員の配置は無し
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給制度を廃止(H18.4.1)
福利厚生事業のあり方		小清水町集中改革プランより 共済組合(福祉協会)で定められた負担率について町が負担する(負担割合 50%) 町職員団体への研修補助金の廃止(H16.4.1)
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等		
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		現状実施している処理場ポンプ及び計装機器の定期的な保守点検及びオーバーホールを、今後も実施し突発事故等による修繕費の抑制を図る。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		適正な料金見直しをおおむね5年ごとに行う 平成20年度料金改定 使用料単価(家庭用 20m <sup>3</sup> 当たり) 2,750円より3,050円に改定
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化にむけた行財政改革推進計画をHPにて公開している
行政評価の導入		行政評価の導入については検討中である
5 その他		未納者に対する徴収を強化する。 督促状のほかに、短期間滞納者(4ヶ月分)への催告書の送付及び電話又は訪問による催促(適時) 催告等に応じない者に対して要綱に基づき給水停止措置の実地

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	65.4	74.0	88.2	94.9	83.5	62.4	92.3	89.3	88.0	85.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	90.1	92.2	90.3	82.2	76.3	58.3	78.8	78.2	77.1	75.5	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	18.6	18.5	21.6	14.8	18.4	13.1	12.2	12.8	13.1	13.3
	うち基準内繰入金	(%)	9.3	8.4	9.8	10.2	10.3	9.5	8.5	9.3	9.5	9.6
	うち基準外繰入金	(%)	9.3	10.1	11.8	4.5	8.0	3.6	3.7	3.5	3.6	3.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	9.3	10.1	11.8	4.5	8.0	3.6	3.7	3.5	3.6	3.6
	資本的収入分	(%)	80.0	100.0	64.3	55.6	87.5	18.0	25.0	34.2	38.5	38.5
	うち基準内繰入金	(%)	52.0	100.0	64.3	30.2	62.5	11.8	18.3	23.7	27.7	27.7
	うち基準外繰入金	(%)	28.0			25.4	25.0	6.2	6.7	10.5	10.8	10.8
	うち赤字補てん的なもの	(%)	28.0			25.4	25.0	6.2	6.7	10.5	10.8	10.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附带事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附带事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	計画初年度(H20.4.1)において、使用料の改定を実施する。(家庭用20m <sup>3</sup> 当たり2,750円を3,050円に改定) 今後の料金収入については、上記改定分及び給水区域拡張事業完了に伴う利用者増(H22年度)を見込む。 また、併せて人口の減少に伴う利用者数の減少を見込む。 料金改定については、概ね5年ごとに見直しを行う。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金については、起債の元利償還金の70%程度を条件とする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、道営事業で整備中の営農飲雑用水の地元負担分の投資を見込む。 資産の売却については、遊休的な資産は保有していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

（ 1 ）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成16年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成17年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平20年度 (計画初年度)	平21年度 (計画第2年度)	平22年度 (計画第3年度)	平23年度 (計画第4年度)	平24年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		118	119	102	88	87	84	83	86	84	83
	(1) 営 業 収 益 (B)		70	77	75	75	71	73	72	75	73	72
	ア 料 金 収 入		70	77	75	75	71	73	72	75	73	72
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益		48	42	27	13	16	11	10	11	11	11
	ア 他 会 計 繰 入 金		22	22	22	13	16	11	10	11	11	11
	イ そ の 他		26	20	5	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)		104	97	77	68	74	80	67	73	73	74
	(1) 営 業 費 用		83	76	58	50	57	64	52	57	58	59
ア 職 員 給 与 費		21	8	8	9	15	19	14	14	14	14	
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他		62	68	50	41	42	45	38	43	44	45	
(2) 営 業 外 費 用		21	21	19	18	17	16	15	16	15	15	
ア 支 払 利 息		21	21	19	18	17	16	15	16	15	15	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息					0		1	0	0	0	0	
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		14	22	25	20	13	4	15	13	13	11	9
収 支 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		25	15	28	63	32	149	104	76	65	65
	(1) 地 方 債					27	2	109	78	40	40	40
	(2) 他 会 計 補 助 金		20	15	18	35	28	29	26	26	25	25
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				10							
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他		5			1	2	11		10		
	2 資 本 的 支 出 (G)		32	41	48	74	49	157	115	87	76	76
	(1) 建 設 改 良 費		5	9	12	35	9	93	78	50	40	40
ウ ち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		27	32	36	39	40	64	37	37	36	36	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-7	-26	-20	-11	-17	-8	-11	-11	-11	-11	-11

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平20年度	平21年度	平22年度	平23年度	平24年度
	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	7	-4	5	9	-4	-4	4	2	0	-2
積 立 金 (K)	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	10	17	13	18	13	9	5	9	11	11
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	17	13	18	13	9	5	9	11	11	9
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)					0					
実 質 収 支 黒 字 (P)	17	13	18	13	9	5	9	11	11	9
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	90.1	92.2	90.3	82.2	76.3	58.3	78.8	78.2	77.1	75.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	70	77	75	75	71	73	72	75	73	72
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	31	11	11	25	25	20	20	10	10	10
企 業 債 現 在 高	636	604	568	556	518	563	604	607	611	615
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	636	604	568	556	518	563	604	607	611	615
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平20年度	平21年度	平22年度	平23年度	平24年度
	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	22	22	22	13	16	11	10	11	11	11
うち基準内繰入金	11	10	10	9	9	8	7	8	8	8
うち基準外繰入金	11	12	12	4	7	3	3	3	3	3
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	11	12	12	4	7	3	3	3	3	3
資 本 的 収 支 分	20	15	18	35	28	29	26	26	25	25
うち基準内繰入金	13	15	18	19	20	19	19	18	18	18
うち基準外繰入金	7			16	8	10	7	8	7	7
うち赤字補てん的なもの	7			16	8	10	7	8	7	7

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本町は、小清水北地区及び小清水地区と2つの簡易水道事業を有しているが、普及率(81.6%)については、道内普及率(97.2%)を下回っている。</p> <p>有収率(87.7%)については、道内簡易水道平均値(76.2%)を上回っており、給水原価(214.07円/m<sup>3</sup>)についても、道内簡易水道平均(352.83円/m<sup>3</sup>)を下回っているなど、経営効率は比較的問題は少ない。</p> <p>しかしながら、財政規模が小さいことより、人口減、節水等に起因する有収水量の減少について考慮することが必要となっている。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	供給単価(148.38円/m <sup>3</sup> )が全国平均水準(162円/m <sup>3</sup> )に満たないことが経営圧迫の一因となっている。	
	課 題	料金徴収率の維持
	財政規模が小さいことより、料金徴収率の減少は経営に多大な影響を及ぼすため、徴収率の維持及び向上は必然となっている。 (平成19年度実績 97.4%)	
	課 題	
留意事項	課 題	
	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。